

第499回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
- (2) 発送年月日 令和5年11月8日(水曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和5年11月16日(木曜日)
午後2時
- (2) 場所: 県行政庁舎9階 第一会議室

議題

審議事項

- (1) 流し網漁業等の制限に関する委員会指示(案)について
- (2) 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示(案)について
- (3) まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について
- (4) 固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置(案)等について

協議事項

宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について

報告事項

うなぎ稚魚漁業の知事許可漁業への移行について

その他

出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	伊 藤 新 造
会長代理	岩 沼 徳 衛	”	千 葉 富 夫
”	鈴 木 政 志	”	平 井 光 行
委 員	高 橋 平 勝	”	尾 定 誠
”	高 橋 一 郎	”	木 村 千 之
”	伊 藤 新 造		

欠席委員

委員 菊田 守 委員 大江 清明

” 館田 あゆみ ” 石森 裕治

” 鈴木 章登

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻となりましたので、ただ今から第499回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、現時点で9名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。なお、岩沼会長代理におかれましては、30分ほど到着が遅れる旨の連絡を頂戴しておりましたので、よろしく申し上げます。

それでは開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 山田副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 山田副部長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。続きまして議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布資料には右上に番号を振っておりますので、御確認の方をお願いします。資料1といたしまして、審議事項（1）「流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について」、資料2といたしまして、審議事項（2）「仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について」、資料3といたしまして、審議事項（3）「まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について」、資料4といたしまして、審議事項（4）「固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置（案）等について」、資料5といたしまして、協議事項「宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について」、最後資料6といたしまして、報告事項「うなぎ稚魚漁業の知事許可漁業への移行について」、以上6種類の資料となっております。お手元の資料を御確認いただきまし

て、不足等もしあれば事務局の方までお声がけの方をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。3番鈴木会長代理、それから10番千葉委員に指名申し上げます。よろしくお願いします。

【審議事項】

○關会長

それでは、審議事項（1）「流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

阿部事務局長をお願いします。

○事務局 阿部事務局長

それでは、審議事項（1）「流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について」御説明させていただきます。資料1を御覧願います。

流し網漁業等の制限に関する指示につきましては、仙台湾におきまして、流し網、はえなわ、はもどう漁業の操業に係る制限として指示を行っているものでございます。この12月で指示期間が終了するということから、御審議いただくということでございます。本日は仙台湾での流し網、はえなわ、はもどう漁業に係る、今年の届出状況や操業状況等について御報告いたしまして、令和6年1月から制限を行うことと考えてございます。委員会指示の内容につきまして、御審議いただくものでございます。

詳細は担当の方から御説明申し上げます。

○關会長

それでは、庄子さんをお願いします。

○事務局 庄子技師

審議事項（1）「流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について」、資料1を用いて説明させていただきます。

まず1ページ目ですが、仙台湾における流し網漁業等の制限について、概要をお示ししている資料となります。1. 経緯ですが、先ほど事務局長の方から説明ございましたとおり、仙台湾における流し網、はえなわ、はもどう漁業につきましては、隣県との漁業調整上の理由から昭和54年に海区の届出制、また、固定式刺し網漁業についても、船外機船は届出制、船外機船を除いては承認制となり、漁具の敷設時間等の制度化が図られております。このうち、固定式刺し網漁業につきましては、平成11年から知事許可制に移行いたしまして、その他の流し網、はえなわ、はもどう漁業につきましては、引き続き、海区の届出漁業となっております。本日、こちらの委員会指示の内容を御審議いただき、原案どおり決定されましたら、令和5年11月24日付で委員会指示を発動するとともに、同日発行

の県公報に登載する予定と考えております。

2. 委員会指示の内容でございますが、(1) 制限期間、(2) 漁業時期については、1月1日から同年の12月31日まで、(3) 操業区域は、金華山山頂真南の線以西の仙台湾、(4) 制限内容は、流し網、はえなわ、はもどうを操業しようとする者は、使用漁船ごとに海区委員会に届出をしなければならない。(5) 条件としては、ポツの1つ目、漁具の敷設時間は原則として日没から日の出までとしなければならないとしております。この条件は、すずきのはえなわ漁業を前提としたものでございますが、昨年の委員会の中でも御説明させていただいておりましたが、令和3年から着業が増加しているとらふぐはえなわ漁業が日中の操業となっており、ここに示す操業条件から外れる状況ではありますが、仙台湾小型漁船漁業部会が主体となり、他の漁業とトラブルが生じないよう自主調整方針というルールを定めて操業しており、操業秩序の維持が図られていることから、今回の委員会指示につきましても、引き続き、操業条件の例外として運用して参りたいと考えております。その他、ここに示した条件がございます。

3. 委員会指示の変更点といたしましては、昨年発動した委員会指示の内容からの変更は日付の年度更新のみとなっております。

2ページは、委員会指示に基づく令和5年11月6日までの届出状況を示しております。中段ははえなわ漁業の届出数ですが、令和4年、5年はかなり届出件数が増加しており、これは先ほど御説明したとらふぐはえなわ漁業を行うために増加していることによるものです。

3ページ目は、流し網漁業の着業・漁獲状況を示しております。真ん中ほどのグラフ、一人当たりの漁獲量、漁獲金額のグラフですが、大変申し訳ございませんが、凡例が見切れておりまして、黒い四角のグラフが一人当たりの漁獲金額となっております。中段に届出、漁獲状況の表を示しておりますが、一番右側に令和4年度の漁獲状況などが記載されてございます。届出隻数は41隻でしたが着業はございませんでした。過去、表の左側ですが、平成18年、19年と着業がある程度ある時期がございまして、この時期は仙台湾のさわらの漁場形成がされた時期があり、今後もこういった状況があると想定し、仮に委員会指示の届出漁業から外してしまうと、自由漁業となり、現場が混乱してしまうことも考えられるため、引き続き、届出漁業として発動する必要があると考えております。

4ページ目には、はえなわ漁業の着業・漁獲状況を示しております。こちらも真ん中ほどのグラフ、一人当たりの漁獲量、漁獲金額のグラフが凡例が見切れており、黒い四角のグラフが一人当たりの漁獲金額となっております。大変申し訳ございません。中段の表、届出、漁獲状況の方を御覧いただきますと、昨年度の漁業の状況は届出隻数74隻、着業隻数28隻、着業率38%でした。漁獲量は約32.7トン、漁獲金額は約8,460万円であり、先ほども御説明したとおりとらふぐの漁獲によって大きく増加している状況でございます。

5ページに目には、はもどう漁業の着業・漁獲状況を示しております。こちらも中段の届出、漁獲状況の表を御覧いただきますと、一番右側、令和4年では、届出隻数91隻、着業隻数33隻、着業率36%でした。また漁獲量は全体で約75トン、漁獲金額といたしましては約1億1,950万円でした。6月から11月にかけてまあなが漁獲されており、漁獲の多くを中部で占めている状況でした。

6ページから7ページにつきましては、流し網漁業等の制限に関する委員会指示の新旧対照表であり、変更点は、委員会指示の発動日、制限期間、漁業時期の年度の変更となっております。

8ページから9ページにつきましては、公報に登載する委員会指示案で、10ページから14ページは届出等の様式です。

説明は以上となります。委員会指示の発動につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

庄子さん、ありがとうございました。事務局から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等がある場合は、挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べて発言願います。どなたか御質問ありますか

なければ、「流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について」は、原案どおりの指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することとに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いいたします。

○關会長

次に、審議事項（2）「仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

阿部事務局長お願いします。

○事務局 阿部事務局長

それでは、審議事項（2）「仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について」御説明申し上げます。仙台湾におきましては、まこがれいなどの資源保護を図るという目的から、平成17年、今から19年ほど前から委員会指示を発動いたしまして、12月から4月末までの期間を保護区域として設定してございます。引き続き、宮城県漁業協同組合から、令和5年11月15日付けで保護区域として設定されるよう要望書の提出がございました。要望につきましては、保護区域の期間は昨年と同様でございましたが、保護区域につきましては一部変更したいという要望となっております。本日、委員会指示の内容につきまして御審議賜りたいと考えてございます。詳細は担当から御説明申し上げます。

○關会長

これも、庄子さんですか。お願いします。

○事務局 庄子技師

審議事項（２）「仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について」、資料２を用いて説明させていただきます。

まず１ページ目、仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示について、概要を示した資料となります。１．経緯ですが、先ほど事務局長の方から説明ありましたとおり、平成１７年にまこがれいなどの仙台湾の資源回復を図るため、保護区域の設定について、漁業者、遊漁船業者と県との間で協議が行われ、協議の結果、保護区域の設定について、平成１７年に関係者から合意が得られたことから、平成１７年以降、保護区域内における水産動植物の採捕行為を制限する委員会指示を発動しております。

保護区域は、導入された当初は３か所でしたが、関係者との協議・調整を行い、平成１８年度以降は、保護区域が４か所に拡大されまして、現在に至っている状況です。こちらは、漁業者が主体となりまして保護区域へのボンデンの設置やリーフレット、パンフレットの作成により、漁業者のみならず、船具店や釣具店、遊漁船業者に対して周知を行うなど、資源管理に取り組んでいる状況でございます。

また、令和５年度は、漁業者の意向や直近の調査結果等を踏まえまして、保護区域のうち１か所（保護区Ｃ）について位置を変更することとなりました。近年、仙台湾のまこがれい資源は、保護区域をはじめとする漁業者の自主的資源管理が行われているにも関わらず著しく減少しており、仙台湾小型漁船漁業部会等からは、既存の保護区について、その効果を改めて検証すべきとの意見が出されていきました。県では、令和５年度から調査事業の予算を拡充し、仙台湾の震災後の底質変化やまこがれいの産卵状況に関する調査を開始しておりまして、今後、得られた知見や資源の動向、漁業者の意向等を踏まえながら、保護区域の在り方について検討していくこととしております。一方で、仙台湾では、スイムシによる漁獲物への食害が問題となっており、この被害は、岸寄りの漁場では比較的少ないという情報があることから、今回の保護区域設定に当たっては、現行の資源管理の取組を維持しながら、スイムシによる食害が漁家経営に及ぼす影響を緩和するため、暫定的な措置として、水深が浅くスイムシ被害が少ないと考えられる保護区Ｃについて、同等の資源保護効果を期待できる代替海域へ移設することとなったものです。

２．委員会指示ですが、先述した経緯を踏まえ、宮城県漁業協同組合からの要望書を当海区委員会宛てにいただいておりますので、要望のとおり、仙台湾の資源保護のため、保護区設定に係る委員会指示を発動することとしたいと考えてございます。本日、委員会指示の内容について御審議いただき、原案どおり決定された場合につきましては、令和５年１１月２４日付で委員会指示を発動するとともに、同日発行の県公報に掲載する予定と考えてございます。

２ページ目ですが、３．委員会指示内容としましては、（１）制限期間、（２）制限内容について、Ｃ区域の位置以外はこれまでと同様となっております。

３ページ目は、宮城県漁業協同組合からの、仙台湾における水産動植物の保護区設定に関する要望書の写しを添付しております。保護区域については、下部の表にある位置への設定を要望されており、暫定的移設とある部分が移設した後のＣ区域となっております。他の場所は位置の変更はありません。今回の委員会指示では、このとおり設定することと考えております。

次に、資料4ページですが、仙台湾保護区域の場所を示しております。Cについては、ここに示すとおり、南部に暫定的に移設することとなっております。

次に、資料5ページですが、仙台湾におけるまこがれいの漁獲状況の推移を示したもので、平成23年の東日本大震災で大きく減少し、一時、平成27年に増加が見られましたが、その後、今のような減少傾向となっている状況でございます。

6ページから7ページには、仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示の新旧対照表を示しております。こちら変更点といたしましては、委員会指示の発動日、あと制限期間の年度更新、仙台湾C区域の位置となっております。

資料8ページ、9ページは、公報に登載する委員会指示を縦書きにしたものでございます。現在、県漁協の方で、遊漁者等に周知を図るためのパンフレットを作成しており、今後配布、周知する予定と伺っております。

私からの説明は以上になります。委員会指示の発動につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

はい、ありがとうございました。事務局から説明終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ございましたら、いつものとおりお願いします。

尾定委員お願いします。

○尾定委員

まこがれいの保護区の見直しというのは賛成です。12年前の震災の時の地殻変動で海底が少し変わっているという話は、前から我々調査でもあったので、そこは本当に従来どおり産卵場になっているかどうか、やっぱり検証すべきだと話が前から何回かしていましたけども、今回その漁業部会さんの方からそういう話が出てきて、動き始めたのはいいことだと思います。

問題は、保護区を新しいCに移したということに関してコメントなんですけども、本来保護区は、まこがれいの産卵保護という立場での保護区の設定のはずだと思うんですけども、新しいところに移すというその新しいCというところは、実際、以前からの調査でも、そこは産卵場になっているという根拠はそもそもあるのか、スイムシの被害が受けにくいからというだけで移すんだったら、産卵保護には全くなっていない。だから、その辺のところの整合性が今の説明だと分からないので、保護もできる、スイムシの被害も回避できるというところだったらよろしいんじゃないか。あと、従来どおりのCは今までの調査でいけば産卵場だったんだから、そこはそのまま保護していいんじゃないかと個人的には思ったんですけど、そこは廃棄してしまうのはなぜなんだろう。そもそも資源量が減っているのは、加入量が減っているということは産卵場として機能してないかもしれないけれども、どこがしてないか分からない。それをバツサリ、今のCを切ってしまうのは、解放してしまうのはどうなんだろう。筋が通ってない気がするんですけど。

○關会長

今の尾定委員の御指摘は、非常に論理的な部分の御質問でございます。

どなたか回答できますか。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

まずその移設先の底質ですけれども、これについてはまこがれいが産卵場として好むその荒砂の場所というのは、それはすでに確認をしてございます。仙台湾全体としても、震災の直後に行った底質の調査から、あまり大きくは変化していないというふうな、今のところまだざっくりした状況ですけれども、そういうことで、特にこの移動しようとする場所の底質については、今、申し上げましたとおり、まこがれいの産卵場に適する組成になっているというところまでは確認してございます。加えて、先ほど申し上げましたスィムシの関係もあって、なかなか漁業経営が非常に厳しい状況の中で、さらにその規制する海域を増やすというのは、やはりその仙台湾の刺し網等の漁業経営を考えるとなかなかそこは現実的ではないんじゃないかなということで、今回こうした措置を取らせていただきました。実際にそこで産卵しているかどうか、従来の保護区も含めて、これについては12月から1月ぐらいが産卵期ということになりますので、その時に今年の年明け1月ぐらいを中心に、そこはしっかりと調査をしていきたいと思っております。ただ、去年もその産卵状況の調査はしたんですけれども、その時はまだ今回移そうという場所は調査してないところでございます。従来のところでやって、従来の保護区域については、産卵場としては概ね機能はしていると、ただ先ほど申し上げましたとおり、その仙台湾の刺し網等の漁業経営をまず維持していく中で、こうしたその産卵場の保護ですとか、資源回復を図っていくための措置として、今回こういった措置を取らせていただくと。申し上げましたとおり、まだ暫定的な措置ということで、今後の調査を踏まえて、引き続き、まこがれいの資源回復のための措置については継続して検討していくことも漁業者の皆様とお話しておりますので、そこは引き続き調整をして参りたいと考えてございます。暫定的な措置ということで、御理解をいただければと考えてございます。

○關会長

尾定委員よろしいですか。ただいまの質問で、私も疑問に思うのは、スィムシは漁獲したものへの被害ということですので、産卵のために保護するところからは魚獲れないので、獲れないところのスィムシの問題というのは矛盾するんじゃないかと思うんですね。実際に獲れる場所で、スィムシがその被害をもたらしているんだとすると、それを避けるためにはスィムシのその問題の解決をとらなければなりません。産卵する場所を保護して、そこでは魚獲れないのにスィムシが被害をもたらすという。ここが論理的に矛盾すると思いました。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

スィムシはスィムシでまた別途、今調査をしているところです。なかなかその生態、食性とも、明確になっていないところがあって、その具体的な対策をとれるのかどうかも今試験中というところではございますが、申し上げますとおり、そのスィムシの被害というのはかなり状況が厳しくて、そのスィムシのいない漁場での操業をしつつ、かつ産卵場としての保護区もまた、別途そのままの形で設けていきたいという。おっしゃるとおり、その

若干矛盾した面はあるんですけども、産卵を守ろうということで、漁業者は死んでもいいよというわけにはいきませんので、そこはそのバランスをとりながら、漁業者の方々の経営も成り立つ一方で、資源管理も進めていくという、資源管理とその漁業経営というのはそもそも相反するような、理論の部分は短期間で見ればあるので、そういった中でいろいろこれまで調整した中で、こういった方向性に今至っているということです。繰り返しになりますけども、引き続き漁業者の皆様と相談しながら対応していきたいと思います。そもそも、そのまごがれいがなんで減ったのかということ自体も明確になってない部分もございます。産卵場が機能していないんじゃないかという今回の議論もありますし、卓越年級群をそもそももう食いつぶしてしまったんじゃないかとかですね。そもそもその栄養面であるとか、その漁場の環境を産卵場以外の漁場の環境の部分もあるんじゃないかとかいうこともありますので、その辺も含めて今年から新規に2,500万円ほどの予算をとりまして、こういった底質ですとかスィムシですとか、そういった資源の状況も含めて調査をしながら、資源の増加に向けて引き続き取り組んでいきたいということでございますので、繰り返しになりますけれども、その暫定的な措置ということで、どうか御理解をいただければと考えているところでございます。

○關会長

新しい予算も設けて、今後ちゃんと調べるそうですので、納得いたしました。どうぞ明らかにして漁業を助けてやってください。よろしくお願いします。

鈴木会長代理、どうぞ。

○鈴木会長代理

これ、今の説明に付け加えるんですけども、4ページの保護区の図ありますよね。そこに黒い太い線でずっとAからC、AからDの方に向かっているところがこの内側が小底の禁止ラインということなんですよね。それで、この沖側がスィムシの実害があるところなんです。実際、この全域で、またこのC区域をなんで今回そういうふうにしたのかということとは、このC区域でひらめ獲れているんですよ。実際、まごがれいは獲れないんです。今、何年間かは。そのために漁業者の中で話し合いをして、C区域を南側に新しく移設するところは底質としては泥地なんです。ここでも産卵をしているんです。まごがれいは。そのために県と協議しながら、とりあえず暫定的に1年間、2年でもいいからやってみて、ここでの水揚げがあるのかないのかというのは判断して、最終的にまた元に戻そうとなれば戻すということなんです。今、佐藤課長の言うように、漁業者を死なせるわけにはいかないので、このC区域で獲れているひらめ、その他の魚を獲らせて、漁業経営の安定を図りたいということで、県の方に提示したんです。内容はそういうことでの移設ということなんです。

○關会長

漁業者を死なせないという理由がよく分かりました。よろしくお願いします。鈴木会長代理、本当にありがとうございました。

ほかにございませつか。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員

これ移設するとかかなり福島の方に近付いてしまうんだけど、福島の人たちに利するよ
うなことはなるんじゃないか。

○鈴木会長代理

入会の話はしていますけど、入会の話はまだ宮城でもしていませんから。

○伊藤委員

だから、ここまでせっかく増やして、今度福島の港からいろいろ出てはうまくないから
さ。

○鈴木会長代理

亘理とか山元と地元が反対しているので、おそらく入会は今後しない可能性が8割方
です。

○伊藤委員

了解です。

○關会長

ほかにございませんか。

なければ、県から諮問のあった審議事項(2)「仙台湾における水産動植物の保護区域の
設定に関する委員会指示(案)について」は、原案どおり指示を発動することに御異議ござ
いせんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。よって、異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動するこ
とに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いします。

○關会長

審議事項(3)「まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について」
を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

阿部事務局長をお願いします。

○事務局 阿部事務局長

それでは、審議事項の(3)「まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)
について」御説明申し上げます。

まだら固定式刺し網漁業の委員会指示につきましては、沿岸におけるたら刺し網漁業と

沖合底びき網漁業との操業トラブルの防止と、たら刺し網漁業の操業実態を把握することを目的に、平成20年から操業が集中する牡鹿半島以北の1月、2月の2か月間において委員会指示を発動しているところでございます。本日は、昨年の届出状況と着業状況について御報告するとともに、令和6年1月からの漁期開始に向けて発動予定の委員会指示内容について御審議いただくものです。

詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

○關会長

これも続いて、庄子さんお願いします。

○事務局 庄子技師

審議事項(3)「まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について」、資料3を用いて説明させていただきます。

1 ページ目は経緯でございますが、まだら固定式刺し網漁業の制限について概要を示した資料となります。1. 経緯ですが、まだら固定式刺し網漁業は、秋さけ終漁後に、県の北部から中部の沿岸漁業者の主力漁業として、長年自由漁業として営まれておりましたが、まだらが沿岸に来遊する1月から2月に着業者が増え、漁船で混み合うことや沖合で操業が行われるようになったことにより、トラブルが懸念されたことから、制度化が検討され、平成20年度から宮城海区漁業調整委員会への届出漁業となり、操業方法や操業期間等を定めまして管理してきているところです。本日、指示内容について御審議いただきまして、原案どおり決定された場合には、令和5年11月24日付けで指示を発動するとともに、同日発行の県公報に登載する予定と考えております。委員会指示が発動されました時には、漁業者の方々から届出書を受けまして、こちらから届出済証を交付し、1月からの操業を迎えるといった流れです。

2. 委員会指示内容でございますが、(1)の制限期間と(2)の漁業時期ですが、1月1日から2月29日までとなっております。(3)操業区域につきましては、石巻市網地島瀧波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面となっておりますが、資料8ページに操業区域図を載せてございますので、参考にいただければと思います。(4)制限内容につきましては、操業する者は、宮城海区漁業調整委員会に届出をしなければならないとしてございます。(5)条件はここに示したとおり、操業期間中は届出済証を船内に備えつけなければならない、操業期間中は、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷、船外機船にあっては船体の見やすい場所に表示しなければならない、操業方法は1日につき、朝刺し網(午前4時に投網し、午前7時に揚網する操業方法)又は留刺し網(朝刺し網以外の操業方法)のいずれか一方のみとする、漁具を敷設している間は周辺海域に待機しなければならない、朝刺し網により沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域において操業する場合は、沖側の漁具に設定した標識(ボンデン)付近に待機し、無線チャンネルを通じて、トラブル回避に努めなければならない、漁具には宮城県の規則で定める標識をすること、漁期終了後については、漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない、届出者は漁業者間で定められたルールを遵守するよう努めなければならない、といった条件となっております。

次に、3. 委員会指示の変更点は、昨年度発動した委員会指示の内容からの主な変更点

ですが、指示発動日、制限期間、漁業時期の年度更新を行うものとなっております。

2ページから5ページには、昨年度の委員会指示との新旧対照表を示しております。変更点は先ほど御説明したとおり、年度の更新となっております。

次に、6ページ目以降ですが、まだら固定式刺し網漁業の操業状況についてお示ししております。まず、1の着業状況です。(1)年度別届出隻数・着業隻数・着業率という形で、平成20年度からの着業状況について、表とグラフをまとめております。昨年度については、一番右に記載がございますが、届出数153隻、着業62隻、着業率40.5%となっております。また、中段に(2)漁船トン数別着業隻数を参考まで載せております。下の方にあります2の漁獲状況ですが、操業期間中の水揚量・水揚金額について平成20年度からの実績を表とグラフにまとめております。昨年度の状況については、漁獲量が262.5トン、金額が5,700万円、単価が218円となっております。いずれも令和3年度からやや増加となっております。一番下にそれらをまとめたグラフがありますが、棒グラフが漁獲量となっております。平成25年度、平成26年度は漁獲が多かったのですが、平成28年度以降は200トン程度で推移しているという状況です。

次に、7ページ目ですが、旬別漁獲量及び漁獲金額といたしまして、令和2年度から令和4年度までの実績を月ごとに上・中・下旬に分けて記載しております。また、中段には、令和元年度から令和4年度までの漁獲量と漁獲金額についての推移をグラフに載せております。御覧いただければ分かりますように、1月中旬から下旬がピークになっているという状況です。

(3)組合(支所)別内訳の表を参考まで載せてございますので、御参考にしていただければと思います。また、表右側ですが、①から④としてまとめておりますが、①の着業率については先ほど申し上げましたとおり40.5%となっております。②の着業船平均出漁日数は14日となっております。③の着業船の最大漁獲量ですが、23日出漁しまして、約23トン、④の着業船の最大漁獲金額ですが、25日間出漁いたしまして、約546万といった実績となっております。操業状況の概要については以上となります。

資料飛びまして、9ページ以降は、委員会指示の内容を県の公報に登載する形ということで縦書きにしたものを載せてございます。12ページから16ページは、届出書等の様式を参考に載せてございます。

私からの説明は以上になります。委員会指示の発動につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

庄子さん、どうもありがとうございました。事務局から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら御発言願います。ございませんか。これはほとんど同じですから、変化はないわけですね。

質問なければ、「まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について」は、原案どおり指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いします。

○關会長

次に、審議事項（４）「固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から説明をお願いします。

阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

それでは、審議事項（４）「固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置（案）等について」御説明させていただきます。

漁業法の規定によりまして、知事許可漁業の手続きを行う際は、許可の内容としてまして制限措置を定めることが規定されております。その規定を、本日海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で公示を行うものとなっております。

本日は、漁業法第58条において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、来年1月から漁期を迎える「固定式刺し網漁業」と、「かじき等流し網漁業」の県外船分の許可に係る制限措置の内容等について御審議いただきたいと考えております。

詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

○關会長

それでは、永木さんお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

資料4、お手元に御準備いただきまして、御説明差し上げたいと思います。

1ページ目でございますけれども、こちらが海区漁業調整委員会に諮問する文書の写しでございます。

続きまして、2ページ目でございますけれども、こちらが今回諮問する内容となります。固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置（案）等についての内容となっております。こちらにつきましては、後ほど戻って御説明を差し上げたいと思います。

続きまして、3ページ目を御覧ください。各漁業の概要ということで資料になっております。まず1つ目の固定式刺し網漁業の概要ということで、こちらは仙台湾において固定式刺し網により行う漁業です。2番の許可制にかかる主な経緯というところで、昭和54年に承認漁業となっておりますけれども、その後、着業数の増加や福島県の船の入漁によるトラブル等が発生したというところで、平成9年には福島との間で業界間の入漁に関する暫定合意がなされたという経緯がございます。その後、平成11年に知事許可漁業に移行しております。3の水揚げ状況ということで、2つグラフを載せておりますけれども、こちらは固定式刺し網の漁獲成績報告書から集計した漁獲量と漁獲金額の推移となっております。上のグラフが県全体、中部と南部地区の合計の刺し網の漁獲実績となっております。上のグラフを見ていただき

ますと御覧のとおりでございますけれども、直近の集計が終わっている令和4年1月から12月のところを御覧いただきますと、漁獲量で1,154トン、金額で9億2,700万円余りの漁獲実績となっております。

4ページ目を御覧ください。仙台湾の刺し網漁業でございますけれども、主な漁獲対象がひらめ・かれい類等になっておりまして、それらの資源動向ということで、まとめた資料でございます。ひらめにつきましては、国の資源評価が行われておりまして、こちらによりますと、御承知のとおり資源量は東日本大震災以降急増しておりますけれども、その後減少に転じているという状況でございます。グラフで言いますと4つのグラフのうち、左上のグラフとなっております。それから、その他のかれい類ということで、まこがれい、ひらめの隣のグラフでございますけれども、こちら宮城県でも資源評価を行っておりまして、宮城県の評価で言うと、資源水準は現在「低位」、そして「減少」傾向というふうになっております。また、左下のまがれいにつきましても、最近の資源水準は「低位」、それから「減少」傾向という状況でございます。それから、右下のがざみでございますけれども、震災後、急激な増加がございまして、2015年には水揚げ量が全国一となった年もございました。それ以降は若干減少傾向ということで、現在は資源量は中位水準ということで推移しております。(2)の漁業者による資源の自主管理というところで、刺し網漁業につきましては、仙台湾小型漁船漁業部会において自主調整方針を策定いたしまして、漁場の使い分けルールをはじめとした操業のルールを定めて操業をしておられるというところでございます。

続きまして、5ページ目を御覧ください。許可の概要でございますけれども、(1)として制限措置の規定でございます。漁業の種類、操業区域については先ほどのとおりでございます。漁業時期については1月から12月までと定められております。それから推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は20トン未満、許可または企業の認可をすべき船舶等の数につきまして、今回の公示は368隻ということでと考えておりまして、こちらについても後ほど説明させていただきます。それから(2)として許可の条件と定められておりまして、以下の①から④のとおりですけれども漁具の総延長であるとか、網目の大きさについて許可の条件としております。それから3つ目の協調操業についてというところも定めがございまして、こちらにつきましては、操業されるという方は仙台湾小型漁船漁業部会による操業に関する合意事項を遵守願いますということになっております。最後、許可の対象ということで、一番目にグラフとして許可隻数の推移を載せてございます。昭和55年以降の隻数の推移でございまして、最大では平成12年に1,037隻となっておりますけれども、その後徐々に減少しまして震災後には170隻となっております。現在、令和5年の許可隻数は368隻となっております。下の表でございますけれども、こちらは許可隻数に対して実際の着業隻数、そしてその着業率ということで示した図でございます。直近の令和4年まで分かっておりますけれども、令和4年ですと372隻の許可隻数に対して着業隻数246隻で着業率66%ということで、概ねここ数年は65%から66%の着業となっております。そして先ほど申し上げた368隻の公示枠のところでございますけれども、現在の公示枠につきましては、許可の対象についてということで、現許可受有隻数を基本として考えているというところで、公示につきましては令和5年の許可受有隻数と同数の368隻ということで、公示枠の方を考えております。

続きまして、かじき等流し網漁業の概要ということで今回は他県の船に関する許可になりますけれども、かじき等流し網漁につきましては総トン数5トン以上の船と流し網等によりかじき、かつお、まぐろ類、さめ類を獲ることを目的とする漁業として営まれるものでございます。操業海域でございますけれども、右側の図のとおり宮城県沖合海面ということになっております。船のうち、10トン以上の船につきましては、その網掛けになっているエリアである場合は大臣許可が必要になるということで、操業区域は知事許可の区域、大臣許可の区域というふうに分かれております。許可制に係る主な経緯ということで、こちらのかじき等流し網漁業につきましては、平成30年に知事許可に移行したものでございますけれども、経緯といたしましては、平成元年に知事に基づく承認制ということで管理が始まっております。その後国際的な資源管理の流れの中で流し網の拡大を即時停止する勧告が決議されたということで、水産庁の指導の下で承認隻数を増やさない、あるいは代船での大型化は認めないという管理が行われて参りました。平成30年1月にはさらに資源状況が悪化しているということで、国際的な資源管理の流れの中で、国の主導で特定大臣許可漁業へ移行しております。そして宮城県の沖合海面におきましても、知事許可制へ移行してきたという流れでございます。3の水揚げ状況ということで、こちらのグラフにつきましては、県内の魚市場へのかじき等流し網漁業による水揚げの推移を示したものでございます。ほとんどが気仙沼魚市場への水揚げとなっておりますけれども、変動がございまして、直近の令和4年でいきますと3,695トンの水揚げとなっております。それから主な対象魚種であるかじき等、それからさめ類の資源の状況ということでまとめております。

7ページ目の表を御覧いただきたいんですけれども、御覧のとおり国際的な資源の管理も行われておりまして、さめ類、それからめかじき類については資源水準、資源動向は御覧のとおり状況となっております。それから漁業者による自主管理ということで、かじき等流し網漁業につきましては、宮城県漁協気仙沼総合支所を事務局といたしました大目流し網漁業委員会というのが設置されておりました、そちらで県内の関係者との調整であるとか、国や県との調整というものを行っております。5番の許可の概要でございます。かじき等流し網漁業につきまして、操業区域については、宮城県沖合海面、漁業時期につきましては1月から12月、そして推進機関の馬力数については定めなし、船舶の総数は5トン以上が対象となっております。そして許可、または起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、道県ごとには分けておりました北海道に住所を有する者につきましては8隻、千葉県が1隻、長崎県が1隻として公示を考えております。こちらにつきましても後ほど説明をさせていただきます。許可の有効期間については1年、許可の条件についても総延長、網目等について条件を設定しております。その他、漁業調整規則に基づく規定もでございます。

8ページ目を御覧ください。先ほどの公示枠の設定に関するところでございますけれども、1番といたしまして、許可隻数の推移を載せてございます。こちら上のグラフは県内船の隻数でございますけれども、県内の船に関しては、ここ数年は17隻ということで推移しております。②の今回の対象となる県外船でございますけれども、平成30年以降は北海道が8隻、千葉県が1隻、長崎県が1隻ということで、変化なく来ているというところでございます。許可等をすべき船舶等の数でございますけれども、かじき等流し網漁業

につきましては国際的に規制が厳しいということで、これまで水産庁からの通達に基づきまして、許可隻数を増やさない、あるいは新規着業は認めない、正当な理由がない限り前年の実績者のみ、代船の許可等を行う際は船が大型化しないようにといったような厳しい運用が図られてきたところでございます。漁業法の改正によりまして、こちらの通達については廃止をされてはいるんですけども、引き続き同様の考え方にに基づきまして、現許可数である実績を公示枠の基本として考えております。

戻りまして2ページ目を御覧ください。固定式刺し網漁業、それからかじき等流し網漁業の制限措置の内容でございます。制限措置に関しまして、公示枠の部分でございますけれども、(1)の固定式刺し網漁業につきましては、現許可隻数を基本とした368隻、それからかじき等流し網漁業につきましても、昨年と同数の北海道8隻、千葉県1隻、長崎県1隻の合計10隻ということで公示を考えております。2番の申請の期間でございますけれども、令和5年11月20日から令和5年12月11日までということで公示をしたいと考えております。以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

永木さんどうもありがとうございました。県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ありましたら御発言をお願いいたします。どなたか御質問等ありますか。よろしいですか。

なければ、県から諮問のあった審議事項(4)「固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置(案)等について」は、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和5年11月14日付け水振第653号により諮問のあったこのことについては、提案どおりで差し支えない旨答申することとします。

----- 審議事項終了 -----

【協議事項】

○關会長

協議事項「宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。千葉さんをお願いします。

○事務局 千葉主査

私の方から協議事項「宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について」御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会開催について案という1ページ目を御覧下さい。開催の趣旨でございますけれども、隣接する両県海区につきましては、漁業条件が類似しているということから、共通の課題を抱えているという現状がありまして、海区委員の活動の一環として、両県海区の相互理解を深め合いながら、有意義な意見交換を行うものとするために開催しているものでございます。

次の、開催日時、場所等につきましてなんですけれども、予定を記載しているんですけども、現在、福島海区の方と調整中の部分ではございましたので、現段階での情報ということで、予定ということで記載させていただいております。(1)の交流会につきまして、日時の方なんですけれども、令和6年2月の中旬頃を予定して今調整中でございます。時間といたしましては、午後3時30分から午後5時までで、場所といたしましては、県行政庁舎の11階第二会議室の方を予定しております。今年度は福島県の方をお迎えするということなので、こちらの宮城県の方で開催となっております。

下の方の出席者については、両県の海区委員、県・事務局の職員、議題の方については仮ではありますけれども、第22期の委員さんになって初めての開催ということもありますので、両県の会区委員の顔合わせということも含めまして、現在の両県の漁業の現状等について議題として交流できればなというふうに調整しております。交流会の議題などにつきましては、来月の12月の委員会の際に改めて協議させていただければなと思っております。

(2)の情報交換会につきましては、時間は交流会が終わった後、午後5時30分頃から午後7時頃まで、場所はこちらに記載のとおりとなっております。

その下のスケジュールなんですけれども、交流会当日のスケジュールを載せております。交流会の前に通常海区委員会を開催させていただき予定としておりますので、1時から2時45分まで海区委員会を行いまして、その後、同じ会場を使用して交流会をする予定でございますので、会場のレイアウトを変更させていただき都合上、その間、別室の方で委員さんには待機していただきまして、その後、交流会、情報交換会という流れになっております。

次の2ページ目、今後のスケジュールになっておりますけれども、本日の海区委員会で協議をさせていただきまして、来月の12月、交流会の日時及び議題、交換会の場所等協議いただく予定となっております。また、交流会当日の出欠の確認、また費用についても御説明させていただき予定としてございます。2月の中旬頃、海区委員会及び福島との両県海区漁業調整委員交流会および情報交換会の予定としてございます。

次の3ページ目、対応要領になっているんですけども、前回、岩手海区との交流会の際にもお話ししていたんですけども、今回は、宮城県の方にお出でいただくということで3番の委員の対応体制の方ですね、出向く側となる際には4ページ目に記載がある丸が書いてある委員さんに、基本的には対応していただくことになっているんですけども、こちらが出向く側ではなく、迎える側の時は、原則として全員の方が対象となっておりますのでよろしく願いいたします。

5ページ目と6ページ目につきましては、過去の交流会の開催経過、開催場所であったり内容であったりを記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。私か

らは以上です。

○關会長

千葉さんどうもありがとうございました。事務局から説明が終わりましたので質疑に入ります。質問等ございましたら御発言をお願いします。

鈴木会長代理、どうぞ。

○鈴木会長代理

これ必ずしなくちゃいけないですか。これ6年に必ずしなくちゃいけないということですか。この交流会は。今、ALPS処理水の問題で福島が抱えている問題と宮城が抱えている問題で共通点はあるんですけども、魚なんかの話しても、お互い言い分があって、うまくないんじゃないのかなと思って、まだ。はっきりとは言えないんですけども。

○關会長

それに触れないで交流はできませんか。

○鈴木会長代理

漁業者ですからね。その場で、もちろん福島の海区調整委員の方で、組合長なんですね、松川の人が。だから、この間も入会の話で来たんですけども、やっぱ福島側の意見を聞くと、今までは刺し網に限られたものが、例えばふぐだとかあとしらすの1そうまきですか。それもしたいんだというような意見が出てるんで、今のところ会いたくないかなという感じなんですよ。漁業者としては、県側で、例えば2月にそのことに触れないで話をできるようにしてくれるのか。そこら辺を聞きたいなと思って。

○關会長

その点についていかがですか。

○事務局 阿部事務局長

福島、岩手との海区委員さんの交流会につきましては、両隣の海区としまして、これまで隣の漁業の実態を聞きながら、円滑な漁場利用を図ろうということで進めてきたというところがございます。令和2年、3年、4年はあいにくコロナという部分があってですね、中止せざるを得ないという状況がございました。今回、コロナもあけまして、処理水の話、またはその入会の話とかありますけども、できるのであれば、それらをあんまり中心的な主話題にしないような形の交流会にして、まずは新しい委員になって、その皆様まず顔合わせて、今後という部分でですね、交流できればなというふうに事務局としては考えてございます。

○關会長

鈴木会長代理、その顔合わせて、その向こうの雰囲気とその察知できるようにしてお

いて、今後この協議をするという運びではいかがでしょうかね。

はい、伊藤委員。

○伊藤委員

顔合わせすれば、入会とかそういうのは必ず話題に出てくると思うんだ。お互いに触れないようにしましょうと言ってもさ、漁業者としていろんなことを話し合うと、やっぱそれって入会とかさ、今、しらすの1そうびきとかね。そういう話、結構出てくると思うんだ。

○關会長

今一番、その漁船漁業の方々の問題点がそういう形で展開する可能性があるんで、そういう空気を避けるためには、そういう関係者は出席しない方がいいということになるんですかね。

○伊藤委員

そういう意見交換会とか何とかってやれば、こういうのなんだとかなんとかって必ず出てくるんだよ。それで、しらすの1そうびきがさ、福島船が宮城県まで来て、ひっかけまわすんではさ、とんでもないことになってしまうの。

○事務局 阿部事務局長

そういった入会の話が出てきたとしても、この海区委員で決められる部分でもないんで、まずは現場の仙台湾の漁業者団体の組織、そういった部分での話し合いを通じて、抛り所が見えてくるのであれば次のステップに進みましょうかというような進め方でよろしいんじゃないかなと思いますけども、まずは、向こうの福島の委員さん方のお気持ちはどういった部分なのかっていう、こっちはこっちの実情をお話合うということでもいいんじゃないでしょうかねと、事務局では思っています。

○關会長

そういう県のお立場の導きで進めてはかがかというお話なんでいかがですか。

○木村委員

それでいいと思いますよ。

○關会長

木村委員に賛成いただきました。そういうことで、まだ協議もなさって、双方調整なさるようですので、今日この場ではそういう方向で進むという理解で準備をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会についてはこれまでとします。

————— 協議事項終了 —————

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。報告事項「うなぎ稚魚漁業の知事許可漁業への移行について」を上程します。県から御説明をお願いします。永木さんをお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

資料6を御覧ください。うなぎ稚魚漁業の知事許可漁業への移行についてということで、こちらにつきましてはうなぎ稚魚漁業ということで、こちらは本県の内水面で養殖用のうなぎの稚魚を獲る漁業となっております、これまで特別採捕許可を発給いたしまして、採捕の方向われてきたという経緯がございますけれども、漁業法の改正に伴いまして、許可による採捕以外はできなくなったということで、今回、次回の漁期、操業に向けて新たに知事許可漁業となりましたので、そちらについて御報告をさせていただくものでございます。

資料をめくっていただきまして、要点のみになりますけれども御説明さしあげます。1ページ目につきましては、10月に開催されました内水面漁場管理委員会の方に制限措置等について諮問をした時の文書の写しとなっております。諮問した内容でございますけれども、2ページ目のとおり制限措置等の内容、それから許可の基準について諮問をさせていただきました。さらにめくっていただきまして、4ページ目以降で、うなぎ稚魚漁業の概要ということで説明をしておりますけれども、こちらも要点のみとなりますけれども、4ページ目の3採捕状況についてというところにありますとおり、採捕については毎年2月から4月の間ということで行われておりまして、井戸浦、それから貞山運河、そして阿武隈川の河口、鳥の海、そして山元町内の水域というところで行われております。採捕従事者については、毎年200名程度の方が採捕に従事しておられるということで、特別採捕許可については、宮城県漁協さんの仙台支所、それから仙南支所（亘理）の2支所に発給をしておりました。5ページ目にグラフを載せておりますけれども、宮城県のうなぎ稚魚の採捕量の推移ということで、下の小さいグラフが国内のうなぎ稚魚の採捕量なんですけれども、うなぎ稚魚については、全国的には非常に低調となっておりますけれども、宮城県につきましては好調ということで、令和2年以降は非常に豊漁というような状況となっております。許可の内容でございますけれども、知事許可漁業に移行した後も、基本的にはこれまでと同様の操業区域、操業時期、それから採捕者というところを考えております。ただ、うなぎ稚魚漁業につきましては、密漁というところは一番の懸念材料というところになっておりますので、漁業を営む者の資格のところ、県内に所在する団体を許可の対象資格としておりますけれども、かつというところで採捕したうなぎ稚魚について適正な流通を行うと認められた団体ということで、資格を設けております。さらに採捕従事者につきましても、暴力団等に該当しないといった適格性について確認した上で県に届出をいただくというような、厳しい措置を実施することと考えております。

めくっていただきまして、6ページ目でございますけれども、中の方は省略させていただきました。一番下でございます今後のスケジュールということで、10月10日に内水面漁場管理委員会に諮問いたしまして、制限措置等の公示について答申をいただいたところでございます。今後、今年も2月から漁期が開始いたしますので、それに向けて制限措

置の公示というふうに進んでいく予定としております。以上で報告とさせていただきます。

○關会長

内容の説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございますか。

はい、岩沼会長代理。

○岩沼会長代理

昨日、浜名湖の方に行って、ちょうどなぎの養殖場とか見学してきましたんですが、キロ当たり200万円とか300万円とかって本当の話なんですかね。

○水産業振興課 永木技術主任主査

単価についても、こちらでも今年までの単価を教えてくださいましてけれども、こちらでもやはりキロ200万円というような単価で、単価の方も上昇しているというように聞いております。

○岩沼会長代理

1キロに5,000匹ぐらい入ってるって昨日聞いてきたばかりなんだけど、ものすごい大きな養殖場で。

○水産業振興課 阿部課長

うなぎの稚魚は1グラム未満で、だいたい5、6センチで0.2グラムぐらいということなので、その1キロにするとだいたいの数字が出てくると思います。

○關会長

すごいね。本当に宮城県が狙い目になる可能性があるという状況なので、これは本当に関係者相当の注意を払っていただくしかないなと今うかがいました。これは報告事項なので、内水面の方々に頑張ってくださいと思います。

○伊藤委員

仙南の亘理だけなんだよな。内水面と言うけど、内水面にあまり関係してないよこれ。

○關会長

従事者が内水面と両方やってらっしゃる可能性があるわけですね。

○伊藤委員

やっぱり、単価がかなり高価だからさ、今年は150万円くらいだったかなキロ単価。やっぱり高い時だとね250万円くらいまでいったし、この湯飲み茶碗いっばいで50万円とかさ。なので、やっぱりね反社会的な人たちが、どうしても入ってきた。これの行使規則というか県の漁業調整規則になってくるとこれ、県警の方でさ、よくお巡りさんがね知らないんだよ。この場所がいいんだか、この人が許可を持っているのかなというのを、

そのお巡りさんが全然知らないから、逆に言い負かされて。

○關会長

その点なにか情報ございますか。阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

誰が獲っているか分からないという部分の話でございますが、冒頭の副部長からも御挨拶ございました、先月の31日に宮城県の密漁防止対策本部会議を開催しました。県主催で開催しまして、海の方では、あわび、なまこ密漁の件について、県警、海上保安部、県内各警察署も参加いただきまして、海の状況、あとは仙南の方の運営委員長も出席したものですから、そのしらすうなぎの密漁の実態を発言してもらいました。県の方からは、今までは特別採捕許可ということで発給してましたが、組合の方では身分証明書を書く際、採捕従事者に顔入りで携帯するようにしてまして、そういう方法で特別採捕許可を発給しています。ですので、各警察署の警察の方が現場に行って、採捕している人を質問するときは、その身分証明書を持っているかどうか、それは必ず従事者であれば持っていますので、その辺をお含みおきですね、現場指導なり巡回なりお願いしたいということは、話したところでございます。

○關会長

周知させていただいているようですので、御了解ください。

○關会長

その他ございませんか。

それでは、報告事項「うなぎ稚魚漁業の知事許可漁業への移行について」はこれまでとします。

----- 報告事項終了 -----

○關会長

その他に入ります。

何かございますか。

なければ事務局から事務連絡お願いします。

○事務局 高橋総括次長

それでは、事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時について御連絡させていただきます。先ほどの資料にもちらっと載ってたんですけども、今回は12月20日水曜日、時間は午後3時から、場所は本日と同じ県庁9階第一会議室で開催いたします。それですね、今回は第500回の記念となりまして、その後に懇親会を開催させていただくことと考えておりまして、それもありまして、午後3時からとさせていただいております。詳細につきましては、また後日通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○關会長

本日予定しておりました議題は以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。どうも御苦勞様です。

○事務局 高橋総括次長

關会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) 流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について
- (2) 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について
- (3) まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について
- (4) 固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置（案）等について

協議事項

宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について

報告事項

うなぎ稚魚漁業の知事許可漁業への移行について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

関 哲夫

署名委員

橋 本 政起

署名委員

千葉 富夫

書 記

千葉 みゆき